

救急安心センター事業（#7119）の 推進のための支援について

【担当省庁】総務省

後期高齢者の増加による救急需要の増大や救急医療の担い手不足等が課題となる中、救急出動件数が年々増加しており、救急医療に係る電話相談体制を構築し、救急車の適正利用による救急要請件数の抑制や在宅医療との連携を図ることが重要である。

救急医療の電話相談体制としては、救急安心センター事業（#7119）の都道府県単位の運用が有効と考えられるため、現在措置されている市町村への従来の普通交付税措置に加え、同事業を実施する都道府県に対しても措置していただきたい。

【現状・課題等】

- 京都府内の救急件数は、平成 21 年～ 30 年の 10 年間で約 28 % 増加（114,238 件→146,241 件）している。また、高齢化の進展等により、京都府における在宅医療のニーズは団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年には、平成 25 年と比較すると約 1.8 倍（H25:21,784 人/日→R7:39,979 人/日）になると推計されていることから、これに伴い少なくとも今後 10 年間は、救急件数の増加が見込まれ、救急医の担い手不足、消防本部の体制確保等が課題となっている。
- このため、京都府では、京都市消防局等、府内 15 消防本部とともに、平成 30 年 9 月、救急要請に係る検討会を設置し、制度設計等の検討を行い、令和 2 年 10 月から救急安心センター事業（#7119）を実施
- スケールメリットや医療施策との連携等の観点から、府内一円での事業実施が不可欠であるため、府及び市町村消防の協働で実施しており、府も相当額の負担を行っているが、同事業に係る国の支援は市町村への交付税措置のみで都道府県への支援措置が講じられておらず、今後の継続的な予算確保が厳しいことが考えられる。

京 都 府 の 担 当 課	危機管理部 消防保安課 (075-414-4469) 健康福祉部 医療課 (075-414-4741)
------------------	--

【国の事業等】

■救急安心センター事業を自治体が直営で実施する場合の施設整備支援

①消防防災施設整備費補助金救急安心センター等 整備事業（平成 21 年～）	②防災対策事業（防災基盤整備事業） ～救急安心センター事業関係～
▶補助基準額（補助率 1/3） ・救急安心センター整備事業 ・救急医療情報収集装置 ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で 零細補助基準額（原則、都道府県及び政令市 9,500 万円、その他 950 万円）を超えること	▶消防防災施設整備事業 防災・減災に資する消防防災施設の整備 に関する事業で地域防災計画と整合 性を図りつつ行う事業を対象とする。 (対象)消防防災情報通信施設（救急安 心センター等）

■ランニングコスト（運営費）のための支援

市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている（平成 21 年度～）。

⇒常備消防費の救急業務費の需用費として、「救急安心センター事業（# 7119）」
（8,050 千円（標準団体=10 万人の場合）（令和元年度））等が措置されている。

■救急業務のあり方に関する検討会（消防庁：平成 30 年度報告書）

#7119 が救急車の適正利用及び緊急度判定の観点から極めて有効

■#7119 の全国への普及促進について（H31 年 3 月 29 日消防庁救急企画室事務連絡）

#7119 事業は原則として都道府県単位で実施することとし、上記検討会においても、都道府県も一定の財政負担をすることが適当と提言

【京都府の取組】

■平成 30 年度救急要請に係る検討会において、#7119 導入の是非等を検討し、健康面で不安を感じる府民に安心を提供する上で有効なツールであると結論

■令和元年度、救急要請及び在宅医療に対応した救急体制の構築に係る検討会及び府・消防本部による事務調整会議等において、詳細制度設計を検討

■令和 2 年度導入のスキーム

事業実施主体：救急安心センターきょうと運営協議会（府及び府内消防本部で構成）

事業開始時期：令和 2 年 10 月 1 日

総 事 業 費：令和 2 年度 41,017 千円（半年分）

費用負担割合：府は定額 20,000 千円＋広報費の 1/2 を負担

（令和 2 年度は半年分として 10,000 千円＋広報費 3,000 千円）

残額を各消防本部が管轄域内の人口に応じ按分負担

プロトコル：総務省消防庁策定のプロトコルを使用するほか、緊急度の低い高齢者等へは在宅療養あんしん病院等、府の在宅医療施策を案内